



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月15日金曜日 第2210号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定.....	790
県統計調査の実施.....	791
保安林の指定の解除.....	791
臨港地区の区域の案の縦覧（3件）.....	791
道路の区域変更（県道鈍川伊予大井停車場線）.....	791
土地改良区役員の就退任の届出.....	792
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	792
道路の供用開始（県道三机港線）.....	792

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	793
--------------------------	-----

正 誤

平成22年4月13日付け第2157号愛媛県告示第455号（解除予定保安林にする旨の通知）中.....	793
平成22年5月28日付け第2170号愛媛県告示第653号（解除予定保安林にする旨の通知）中.....	793
平成22年6月8日付け第2173号愛媛県告示第690号（解除予定保安林にする旨の通知）中.....	793
平成22年6月29日付け第2179号外2愛媛県規則第33号（愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中.....	793

告 示

○愛媛県告示第1148号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
四国中央市市内の翠波休猟区の全域	平成22年11月1日から平成24年3月31日まで	イノシシ
四国中央市市内の上野休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市市内の久大保休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市市内の赤石休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の市之川・加茂休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の途中之川休猟区の全域	同 上	同 上

西条市市内の千原休猟区の全域	同 上	同 上
今治市市内の木地休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の萩原休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の九川休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の権現休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の小野休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の窪野休猟区の全域	同 上	同 上
伊予市市内の秦皇山休猟区の全域	同 上	同 上
伊予市市内の障が森岳休猟区の全域	同 上	同 上
東温市市内の障ヶ森休猟区の全域	同 上	同 上
東温市市内の添谷休猟区の全域	同 上	同 上
東温市市内の則之内休猟区の全域	同 上	同 上
東温市市内の滑川休猟区の全域	同 上	同 上
伊予郡砥部町市内の万年休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の東明神休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の西ノ川休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の大成休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の二箇休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の高野休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の只海休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の臼杵休猟区の全域	同 上	同 上

喜多郡内子町地内の雨霧休 猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の大洲松尾休 猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の長浜西休 猟区の全域	同 上	同 上
八幡浜市地内の瀬田横尾地 休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の河内休 猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の溪筋・富野川 休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の御在所山休 猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の成妙休 猟区の全域	同 上	イノシシ、ニホンジカ
南宇和郡愛南町地内の長月 休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1149号

高齢者実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 調査の目的

県内の高齢者の生活実態や意識、介護サービスに対するニーズ等を把握し、今後の効果的な関連施策の企画・立案を行うための基礎資料とする。

2 調査対象の範囲

県内に在住する65歳以上の男女

3 報告を求める事項

家族の状況、健康状態、身体の状況、日常生活、生きがい、社会活動への参加、介護保険・福祉サービス、身の回りの世話・相談、経済生活、行政に対する期待、介護サービスの利用状況・満足度など

4 報告を求める事項の基準となる期日

調査票記入日現在（年齢のみ平成22年4月1日現在）

5 報告を求める者

2に該当する者のうち無作為に抽出された3,000人

6 報告を求めるために用いる方法

委託業者の調査員による訪問調査（他計方式により調査票作成）

7 報告を求める期間

平成22年10月20日から平成23年1月21日まで

○愛媛県告示第1150号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、

○愛媛県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町高田甲451の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第1151号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、次のように伯方港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を今治土木事務所、今治市港湾建設課において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成22年10月15日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 臨港地区の名称

伯方港臨港地区

2 臨港地区の区域の案

今治市伯方町木浦の一部

○愛媛県告示第1152号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、次のように宮浦港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を今治土木事務所、今治市港湾建設課において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成22年10月15日

宮浦港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 臨港地区の名称

宮浦港臨港地区

2 臨港地区の区域の案

今治市大三島町宮浦の一部及び明日の一部

○愛媛県告示第1153号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、次のように波方港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を今治土木事務所、今治市港湾建設課において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成22年10月15日

波方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 臨港地区の名称

波方港臨港地区

2 臨港地区の区域の案

今治市波方町波方の一部

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町畑寺字柿ノ木田甲370番3から 同町畑寺字柿ノ木田甲370番3まで	旧	メートル 8.0~12.0	キロメートル 0.009	
			新	8.0	0.009	

○愛媛県告示第1155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年10月15日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 石 長次郎	八幡浜市穴井3 - 649
"	門 石 要太郎	八幡浜市穴井1 - 4
"	田 中 清 典	八幡浜市真網代乙184 - 6
"	宇都宮 輝 俊	八幡浜市穴井3 - 543
"	小笠原 保	八幡浜市真網代丙430 - 1
"	山 田 善 正	八幡浜市真網代丙686
"	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247 - 7
"	楠 本 金 蔵	八幡浜市真網代乙2番地1
"	上 杉 洋 治	八幡浜市真網代丙436
"	井 上 光 義	八幡浜市穴井3 - 571
"	山 内 宗 二	八幡浜市真網代丙639
"	佐々木 茂	八幡浜市穴井3 - 712
監 事	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井3 - 705
"	矢 野 源一郎	八幡浜市真網代丙587 - 2
"	二 宮 直 之	八幡浜市真網代乙354

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 石 長次郎	八幡浜市穴井3 - 649
"	矢 野 直 人	八幡浜市真網代丙203

○愛媛県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三机港線	西宇和郡伊方町塩成乙2271 - 2地先から 同町塩成乙2253 - 2地先まで	平成22年10月15日

"	柳 沢 勝 弥	八幡浜市真網代乙350
"	門 石 要太郎	八幡浜市穴井1 - 4
"	田 中 清 典	八幡浜市真網代乙184 - 6
"	宇都宮 輝 俊	八幡浜市穴井3 - 543
"	楠 本 金 蔵	八幡浜市真網代乙2番地1
"	上 杉 洋 治	八幡浜市真網代丙436
"	井 上 光 義	八幡浜市穴井3 - 571
"	山 内 宗 二	八幡浜市真網代丙639
"	佐々木 茂	八幡浜市穴井3 - 712
"	柳 沢 友 幸	八幡浜市真網代丙271
監 事	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井3 - 705
"	矢 野 源一郎	八幡浜市真網代丙587 - 2
"	二 宮 直 之	八幡浜市真網代乙354

○愛媛県告示第1156号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月15日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成22年10月18日から11月15日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年10月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1～3 省略			1～3 省略		
4 身体障害者支援施設			4 身体障害者支援施設		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
省略			省略		
指定障害者支援施設 しげのぶ清流園	省略		社会福祉法人三恵会 身体障害者療護施設 三恵ホーム	東温市則之内甲2819	昭和56年9月7日
社会福祉法人三恵会 身体障害者療護施設 三恵ホーム	東温市松瀬川乙1020 - 74	平成22年10月15日	指定障害者支援施設 しげのぶ清流園	省略	
5 省略			5 省略		

正 誤

○正 誤

平成22年4月13日付け第2157号愛媛県告示第455号（解除予定保安林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
308	1 解除予定保安林の所在場所	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7828の2	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7828の2（国有林）

○正 誤

平成22年5月28日付け第2170号愛媛県告示第653号（解除予定保安林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
400	1 解除予定保安林の所在場所	南宇和郡愛南町柏1114（次の図に示す部分に限る。）	南宇和郡愛南町柏1114（国有林。次の図に示す部分に限る。）

○正 誤

平成22年6月8日付け第2173号愛媛県告示第690号（解除予定保安林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
416	1 解除予定保安林の所在場所	上浮穴郡久万高原町日野浦776の2	上浮穴郡久万高原町日野浦776の2（国有林）

○正 誤

平成22年6月29日付け第2179号外2愛媛県規則第33号（愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
4		様式第1号（その1）（法人用）	（全部削除）
5		様式第1号の記載要領	（全部削除）
6		様式第1号（その2）（個人用）	（全部削除）
7		様式第1号の記載要領	（全部削除）